

## 熊本県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、漁業経営の維持が困難となっており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であってその漁業経営の再建を図ろうとするものが、熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項（昭和62年3月9日施行）の規定による知事の認定を受けた漁業経営再建計画に従い、固定した債務の返済その他漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）の貸付けを受けた場合に、当該漁業者の利子負担を軽減するため、当該資金の貸付けをした融資機関に対して、予算の範囲内において利子補給を行うものとし、その利子補給の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において「中小漁業者」とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第2条第2項に規定する者をいう。

2 この要項において「漁業経営再建計画」とは、熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項第2に規定する再建計画をいう。

3 この要項において「融資機関」とは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合並びに農林中央金庫及び知事が指定した金融機関をいう。

### (利子補給の承認の申請)

第3条 利子補給の承認の申請をしようとする融資機関は、漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

### (利子補給の承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請者を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、利子補給の承認をするものとする。

### (利子補給の承認の変更)

第5条 融資機関は、前条の規定による承認を受けた後、利子補給の承認の内容等について変更事由（一部繰上償還において最終償還から順次充当し、各期償還約定額に変更を生じない場合を除く。）が生じたときは、利子補給承認変更申請書（別記第2号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

### (利子補給率)

第6条 利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の利子補給率は、漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第2の6及び第4の2の（2）に基づき国が県に通知する率

とする。

(利子補給契約書)

第7条 漁業経営維持安定資金の利子補給金の交付は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書により行なうものとする。

(利子補給の方法)

第8条 利子補給は、毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下期」という。）ごとに行なうものとする。

(利子補給金の額)

第9条 利子補給金の額は、毎年上期及び下期における漁業経営維持安定資金につき、第6条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）にそれぞれ当該利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の交付申請等)

第10条 規則第3条第1項の申請書は、別記第3号様式によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、上期については当該年の7月15日、下期については翌年の1月15日とする。

3 第1項の申請書が提出されたときは、規則第13条の実績報告があったものとみなす。

(決定の通知)

第11条 規則第6条の規定による利子補給金の交付決定通知は、利子補給金交付決定通知書（別記第4号様式）により行なうものとする。

(利子補給金の請求)

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができるものとする。

(1) 熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項第2の4の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。

(2) 利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき。

2 知事は、融資機関がこの要項又はこの要項に基づく契約に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子

補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、利子補給金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年3月9日から施行する。

(中略)

附 則

この要項は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月19日から施行する。